

鳥取大学バスケットボール同好会 規約

- 一、 設立は昭和 56 年 4 月 1 日とする。
- 一、 鳥取大学バスケットボール同好会の目的は、バスケットボールの練習を通じ、心身の健康、技術の向上、会員相互の友愛を深めることにあり、ただ対校試合に勝つことのみではないものとする。
- 一、 本会には鳥取大学の学生および大学院生で、バスケットボールをこよなく愛し、また練習に参加できる者であれば誰でもいつでも入会できるものとする。
- 一、 会員は、会費を求められた場合は必ず納入する義務を負う。なお、会費の徴収については会計がその必要があると判断し、部長が認めた場合に限る。
- 一、 本会は大学の主催する行事にできる限り参加するものとする。
- 一、 会員は練習にできる限り参加する義務を負う。
- 一、 本会の練習は、バスケットボールの経験者が率先して行うことを原則とするが、主に部長が指導するものとする。
- 一、 本会の練習中における会員の単独行動は、部長あるいはその代理が許可したときのみ許されるものとする。
- 一、 会員は、その練習方法について、いつでも部長あるいはその代理に助言することができる。
- 一、 本会の練習は他のクラブに絶対迷惑をかけてはならない。
- 一、 本会の用具（ボールなど）の保管については、部長がその任を任せられた会員がその全ての責任を持ち、練習及び対外試合等には必ずそれを持参して来なければならない。また、用具の破損、汚損、紛失については当然その会員に弁償を課する。ただし、練習中はその任をはなれる。

一、 部長は全会員の単なる代表者であることを十分に認識した上でその権力を行使する。

一、 部長の任務を次の通り定める。

- 1) 練習の指導
- 2) 会計を通じて会費の徴収
- 3) 必要役員の任命
- 4) 会員の管理と本会の事実上の運営
- 5) 部会、その他の集まりの開催
- 6) その他の雑用

一、 部長の任期は一年とする。ただし、全会員の要請があればこの限りではない。

一、 副部長は部長に任命されて、部長の補佐を担当する。

一、 副部長の任務、任期は部長のそれに準ずる。

一、 総務は部長に任命されて、本会の事務一般を担当する。

一、 総務は部長の許可を得て主務代行を置くことができる。

一、 会計は部長に任命されて、会費の徴収、管理を担当する。また、経理状況について会員から要請があれば会計はこれを公開しなければならない。

一、 総務、会計の任期は部長のそれに準ずる。

一、 会員は部長、その他の役員を盛り立て、同好会であることを常に認識し、同好会の繁栄に努力を惜しんではならない。

作成	第三部長	尾西 寛
一部改訂	平成元年度	役員一同
	平成14年度	役員一同